

## 青少年センターにおける事業委託に係る事業者選定要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、青少年センターにおける次条に掲げる事業を委託するに当たり、受託を希望する企業・団体・NPO法人等（以下「事業者」という。）から当該事業に最も適した事業者を選定することに関し、必要な事項を定める。

(対象業務)

**第2条** 委託の対象とする業務は、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）とする。

- (1) 子育て学習機会提供事業
- (2) 子どもすこやか広場事業
- (3) 給食調理等業務
- (4) 青少年自主活動支援事業

(事業者の公募等)

**第3条** 教育委員会は、本事業のそれぞれについて委託事業者を和泉市広報紙及び青少年センターホームページをとおして公募するものとする。

2 受託を希望する事業者は、別に定める期限までに申請書を教育委員会へ提出するものとする。

(企画書等)

**第4条** 前条第2項の申請者は、申請する事業について次の各号の内容を記載した総合的な企画書等を申請書に添えて提出するものとする。

- (1) 事業推進にあたっての考え方や基本姿勢
- (2) 直接業務に関わる人員数
- (3) 事業推進体制
- (4) 事業受注実績
- (5) 事業見積り金額

(第一次選定)

**第5条** 教育委員会は、発注案件について申請者が多数となる見込みがあるものは、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める事業者選定委員会で第一次選定を実施し第二次選定の参加者数を制限することができるものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則（平成24年和泉市教育委員会規則第5号）別表に規定する和泉市立青少年センター事業者選定委員会
  - (2) 第2条第3号に掲げる事業 第7条に規定する給食調理等業務委託事業者選定委員会
- 2 第一次選定は、客観的に判断できる項目（見積金額や契約実績等）とする。

3 発注案件の実施要領等で、第一次選定の実施について記載している場合でも、申請者が5者未満の場合は省略するものとする。

4 教育委員会は、第一次選定をおこなった場合、その結果を申請者に通知するものとする。  
(第二次選定)

**第6条** 教育委員会は、企画書等を和泉市立青少年センター事業者選定委員会又は給食調理等業務委託事業者選定委員会（以下「両選定委員会」という。）に付議するときは、各事業者にプレゼンテーションを行わせるものとする。

2 受託候補者の選定は、企画書等及びプレゼンテーションの結果を両選定委員会の各委員が個別に審査、採点を行い、総合点数を過半以上取得した事業者の中から最も高い総合点数を取得した事業者を選定する方式とする。この場合において、総合点数の最も高い事業者が複数となったときは、各選定委員会で協議し、受託候補者を選定するものとする。

ただし、1者の場合でも第二次選定を行い、総合点数を過半以上取得した場合、受託候補者として選定する。

3 教育委員会は、前項の結果を申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、契約の相手方を選定するに当たっては、第2項の結果を参考として行うものとする。

(給食調理等業務委託事業者選定委員会の設置等)

**第7条** 教育委員会は、第2条第3号の事業に係る受託事業者を適正かつ公平に選定するため、給食調理等業務委託事業者選定委員会を設置する。

2 給食調理等業務委託事業者選定委員会の組織等は、次のとおりとする。

(1)委員は、市職員から5人以内で構成する。

(2)委員長及び副委員長は、委員の互選で決定する。

(3)委員長は、委員のほか、必要があると認められるときは、委員以外の関係機関等の職員の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育長が行う。

(1)会議は、構成委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(2)議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前項の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

5 同条第3項第2号の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項第2号中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(審査事項)

**第8条** 両選定委員会は、次の事項を審査する。

(1) 第一次選定を通過した事業者について、第二次選定による受託候補者の選定に関す

ること。

(2) 前号に掲げるもののほか、受託候補者の選定について必要な事項に関すること。

(事務局)

**第9条** 両選定委員会の事務局及び庶務は、青少年センターが行う。

2 事務局は、提出を受けた提案書等の一覧表及び審議資料を作成し、両選定委員会に提出するものとする。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、両選定委員会の運営その他青少年センターにおける本事業の委託事業者選定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月7日)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月7日)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月12日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成30年5月21日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和2年9月14日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和4年2月18日)

この訓令は、令達の日から施行する。